

#### 4 輸国第5910号

#### 関税割当公表第65号の2

令和5年度上期のとうもろこし（コーンスターチ用）の関税割  
当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）第  
6条の規定に基づき、とうもろこし（コーンスターチの製造に使用するもの。  
以下同じ。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和5年4月3日

農 林 水 産 省

#### 記

#### 第1 割当対象物品、用途、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品      とうもろこし(関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)  
別表第1第1005.90号に規定するもののうち、コーンスターチの製造に使用  
するもの)

#### 2 用途及び割当数量

|           |                    |
|-----------|--------------------|
| (1) 糖 化 用 | 1, 0 1 0, 0 0 0 トン |
| (2) 一 般 用 | 4 4 3, 1 0 0 トン    |
| (3) 新規用途用 | 1 0 7, 0 0 0 トン    |
| 合計割当数量    | 1, 5 6 0, 1 0 0 トン |

3 通関期限      令和5年9月30日

#### 第2 第2次公表

とうもろこしに係る関税割当制度に関する政令（昭和36年政令第153号）別  
表で定める数量と第1の2の割当数量との差（本公表に係る割当てに残量が  
生じた場合及び令和5年度上期の割当て以降、令和5年7月10日までに返納

された関税割当証明書に残存数量がある場合には、それらを加えた数量) の割当てについては、別途公表(第2次公表)する。

### 第3 その他

その他関連事項に関しては、令和5年度上期のとうもろこし(コーンスターチ用)の関税割当てについて(令和5年3月10日付け4輸国第5591号関税割当公表第65号)による。